

卒業判定基準（学則抜粋）

●東京成徳大学学則

第5節 卒業、学位及び進級

（卒業の要件及び認定）

第35条 国際学部については4年以上在学し、第20条の規定に基づく授業科目を履修して128単位以上を修得した者に、応用心理学部、子ども学部及び経営学部については4年以上在学し、第20条の規定に基づく授業科目を履修して124単位以上を修得した者に、教授会の意見を聴いて、学長が卒業を認定し、卒業証書を授与する。

2 3年次に編入学した者に前項の規定を適用する場合には、「4年」とあるのは「2年」と読み替え、62単位以下を1年次及び2年次において修得したものとみなすことができる。

●東京成徳大学大学院学則

第4章 課程修了及び学位授与

（修士課程の修了要件）

第19条 本大学院修士課程に2年以上在学し、履修授業科目について33単位以上を修得し、かつ必要な研究指導を受けた上、修士論文の審査及び最終試験に合格した者には、研究科委員会の議を経て、学長は修士課程の修了を認定し、修士の学位を授与する。

（博士後期課程の修了要件）

第20条 本大学院博士後期課程に3年以上在学し、履修授業科目について20単位以上を修得し、かつ必要な研究指導を受けた上、博士論文の審査及び最終試験に合格した者には、研究科委員会の議を経て、学長は博士後期課程の修了を認定し、博士の学位を授与する。

●東京成徳短期大学学則

第5章 教育課程

（卒業の要件及び認定）

第31条 本学に2年以上在学し、第23条の規定に基づく授業科目を履修して62単位以上を修得した者には、教授会の議を経て、学長が卒業を認定し、卒業証書を授与する。